

第 1 定置漁業

1	公 示 番 号	定第 1 号 (境岸)
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業の名称	あじ、さば定置漁業
	(2) 漁業の時期	4 月 1 日から 8 月 31 日まで
	(3) 漁場の位置	富山県下新川郡朝日町地先
	(4) 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ 4 直線によって 囲まれた区域 ア 富山県漁場測量標 (以下「測量標」という。) 第 100-2 号から第 102-2 号の見透線を基準として 297 度 59 分 1,609 メートルの点 イ 同 323 度 12 分 967 メートルの点 ウ 同 316 度 08 分 836 メートルの点 エ 同 287 度 01 分 1,438 メートルの点
3	制限又は条件	なし
4	地 元 地 区	富山県下新川郡朝日町

定第2号(境)	定第3号(宮崎)
あじ、さば定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業
4月1日から8月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡朝日町地先	富山県下新川郡朝日町地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第100-2号から第102-2号の見透線を基準として 288度23分 2,341メートルの点 イ 同 297度59分 1,609メートルの点 ウ 同 287度01分 1,438メートルの点 エ 同 280度11分 1,826メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第108-2号から第110-2号の見透線を基準として 124度34分 1,530メートルの点 イ 同 144度24分 320メートルの点 ウ 同 102度25分 268メートルの点 エ 同 106度56分 1,298メートルの点
なし	なし
富山県下新川郡朝日町	富山県下新川郡朝日町

定第4号（目合又）	定第5号（旧和合）
ぶり、さば定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町地先	富山県下新川郡入善町地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 175-3号から第77-2号の見透線を基準として 282度36分56秒 753.996メートルの点</p> <p>イ 同 270度12分17秒 243.755メートルの点</p> <p>ウ 同 227度17分19秒 294.122メートルの点</p> <p>エ 同 241度22分21秒 768.778メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 175-3号から第77-2号の見透線を基準として 274度37分12秒 1,257.924メートルの点</p> <p>イ 同 282度36分56秒 753.996メートルの点</p> <p>ウ 同 241度22分21秒 768.778メートルの点</p> <p>エ 同 244度19分28秒 1,233.245メートルの点</p>
なし	なし
富山県下新川郡入善町	富山県下新川郡入善町

定第 6 号 (川中)	定第 7 号 (鷹野)
あじ、さば、ぶり定置漁業	あじ、さば定置漁業
1 月 1 日から12月31日まで	1 月 1 日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町地先	富山県黒部市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 129-2号から第 127号の見透線を基準として 299度21分 1,160メートルの点 イ 同 304度01分 1,033メートルの点 ウ 同 311度25分 626メートルの点 エ 同 284度28分 462メートルの点 オ 同 271度30分 939メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 141-2号から第 140-2号の見透線を基準として 307度06分 1,029メートルの点 イ 同 336度20分 466メートルの点 ウ 同 301度22分 281メートルの点 エ 同 280度31分 906メートルの点
なし	なし
富山県下新川郡入善町	富山県黒部市立野、新町及び浜石田

定第 8 号 (大島)	定第 9 号 (藤吉)
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
3 月 1 日から 7 月 31 日まで	9 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ 3 直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 143号から第 142号の見透線を基準として 265度50分 649メートルの点 イ 同 224度32分 258メートルの点 ウ 同 234度44分 859メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ 4 直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 147号から第 145号の見透線を基準として 315度55分 1,223メートルの点 イ 同 347度08分 731メートルの点 ウ 同 330度35分 497メートルの点 エ 同 292度07分 980メートルの点
漁業調整のため次のエ及びオの点を結ぶ正線から北側に漁具を敷設してはならない。 エ 測量標第 143号から第 142号の見透線を基準として 255度14分 685メートルの点 オ 同 257度32分 471メートルの点	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第10号（ガケノ当）	定第11号（高峰）
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
4月1日から8月31日まで	9月1日から翌年3月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 147号から第 145号の見透線を基準として 287度23分 886メートルの点</p> <p>イ 同 267度54分 300メートルの点</p> <p>ウ 同 247度00分 334メートルの点</p> <p>エ 同 266度03分 899メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 148号から第 147号の見透線を基準として 262度35分 1,050メートルの点</p> <p>イ 同 253度34分 196メートルの点</p> <p>ウ 同 205度47分 294メートルの点</p> <p>エ 同 222度33分 940メートルの点</p>
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第12号（杉の端）	定第13号（沖住吉）
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
3月15日から11月20日まで	9月1日から翌年3月20日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
<p>次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 149-2号から第 150-2号の見透線を基準として73度24分 620メートルの点</p> <p>イ 同14度11分 435メートルの点</p> <p>ウ 同48度10分 1,067メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として71度05分 658メートルの点</p> <p>イ 同 338度40分 203メートルの点</p> <p>ウ 同 353度22分 482メートルの点</p> <p>エ 同 41度42分 899メートルの点</p>
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第14号（鴻津一番）	定第15号（イゴ場）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月21日から8月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 61度49分 855メートルの点</p> <p>イ 同 34度35分 502メートルの点</p> <p>ウ 同 32度20分 523メートルの点</p> <p>エ 同 50度04分 934メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 33度25分 512メートルの点</p> <p>イ 同 351度07分 427メートルの点</p> <p>ウ 同 351度16分 444メートルの点</p> <p>エ 同 24度45分 619メートルの点</p>
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第16号（川原中）	定第17号（堂形）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月13日から8月31日まで
富山県魚津市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 13度39分 758メートルの点</p> <p>イ 同 349度15分 826メートルの点</p> <p>ウ 同 350度03分 845メートルの点</p> <p>エ 同 11度12分 892メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 110度21分 673メートルの点</p> <p>イ 同 138度08分 183メートルの点</p> <p>ウ 同 127度13分 162メートルの点</p> <p>エ 同 96度12分 653メートルの点</p>
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第18号（一本松）	定第19号（沖の網）
ほたるいか定置漁業	ぶり定置漁業
3月13日から8月31日まで	9月1日から翌年3月12日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 107度10分 1,259メートルの点</p> <p>イ 同 110度35分 690メートルの点</p> <p>ウ 同 107度49分 682メートルの点</p> <p>エ 同 96度33分 1,231メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 113度28分 1,571メートルの点</p> <p>イ 同 75度57分 188メートルの点</p> <p>ウ 同 32度40分 268メートルの点</p> <p>エ 同 67度38分 1,208メートルの点</p>
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第20号（吉浦）	定第21号（表当）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 71度31分 928メートルの点</p> <p>イ 同54度24分 449メートルの点</p> <p>ウ 同51度19分 463メートルの点</p> <p>エ 同62度29分 965メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 158号から第 157号の見透線を基準として 295度16分 905メートルの点</p> <p>イ 同 316度12分 505メートルの点</p> <p>ウ 同 313度25分 476メートルの点</p> <p>エ 同 281度52分 761メートルの点</p>
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第22号（鉄砲）	定第23号（青掛）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 68度01分 1,465メートルの点</p> <p>イ 同55度52分 1,042メートルの点</p> <p>ウ 同53度49分 1,062メートルの点</p> <p>エ 同60度09分 1,542メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 158号から第 159号の見透線を基準として 75度41分 872メートルの点</p> <p>イ 同42度22分 530メートルの点</p> <p>ウ 同40度36分 568メートルの点</p> <p>エ 同65度33分 986メートルの点</p>
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

定第24号（深栗）	定第25号（脇詰）
いわし定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 159号から第 160-2号の見透線を基準として 79度54分 993メートルの点</p> <p>イ 同56度47分 557メートルの点</p> <p>ウ 同54度12分 581メートルの点</p> <p>エ 同69度27分 1,055メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 162-2号から第 164号の見透線を基準として 58度37分 865メートルの点</p> <p>イ 同28度35分 561メートルの点</p> <p>ウ 同27度16分 585メートルの点</p> <p>エ 同50度12分 957メートルの点</p>
なし	なし
富山県魚津市	富山県滑川市

定第26号（小村崎）	定第27号（中村崎）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 322度49分 824メートルの点</p> <p>イ 同 338度14分 647メートルの点</p> <p>ウ 同 336度29分 620メートルの点</p> <p>エ 同 316度23分 749メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 315度33分 977メートルの点</p> <p>イ 同 322度02分 815メートルの点</p> <p>ウ 同 319度59分 789メートルの点</p> <p>エ 同 308度37分 897メートルの点</p>
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

定第28号（沖松原）	定第29号（五社）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 303度18分 637メートルの点</p> <p>イ 同 312度36分 300メートルの点</p> <p>ウ 同 306度47分 287メートルの点</p> <p>エ 同 289度36分 609メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 164号から第56号の見透線を基準として 76度25分 1,107メートルの点</p> <p>イ 同64度45分 642メートルの点</p> <p>ウ 同62度06分 655メートルの点</p> <p>エ 同69度23分 1,140メートルの点</p>
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

定第30号（大恵比須）	定第31号（筒高）
かつお定置漁業	ほたるいか定置漁業
9月1日から翌年2月末日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 164号から第56号の見透線を基準として 100度24分 1,765メートルの点</p> <p>イ 同 61度13分 340メートルの点</p> <p>ウ 同 28度45分 570メートルの点</p> <p>エ 同 64度02分 1,720メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第56号から第 164号の見透線を基準として 274度55分 834メートルの点</p> <p>イ 同 259度23分 536メートルの点</p> <p>ウ 同 256度37分 553メートルの点</p> <p>エ 同 266度18分 876メートルの点</p>
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

定第32号（沖筒高）	定第33号（土用）
ほたるいか定置漁業	いわし定置漁業
3月1日から8月31日まで	9月1日から翌年2月末日まで
富山県滑川市地先	富山県富山市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第56号から第164号の見透線を基準として 279度48分 1,134メートルの点</p> <p>イ 同 278度04分 810メートルの点</p> <p>ウ 同 276度21分 809メートルの点</p> <p>エ 同 274度08分 1,124メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第167-2号から第56号の見透線を基準として 287度23分 752メートルの点</p> <p>イ 同 288度57分 670メートルの点</p> <p>ウ 同 295度48分 698メートルの点</p> <p>エ 同 308度21分 444メートルの点</p> <p>オ 同 284度15分 367メートルの点</p> <p>カ 同 273度50分 710メートルの点</p>
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

定第34号（八源）	定第35号（外釣鐘）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 167-2号から第56号の見透線を基準として 281度49分 920メートルの点</p> <p>イ 同 286度02分 469メートルの点</p> <p>ウ 同 281度35分 463メートルの点</p> <p>エ 同 272度58分 897メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 168-2号から第3-2号の見透線を基準として 278度32分 1,340メートルの点</p> <p>イ 同 290度46分 703メートルの点</p> <p>ウ 同 286度49分 677メートルの点</p> <p>エ 同 269度38分 1,290メートルの点</p>
<p>漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。</p>	<p>(1) 漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。</p> <p>(2) 昭和57年漁期に敷設された磯垣網の末端から60メートル短縮して垣網を設置しなければならない。</p>
富山県滑川市	富山県滑川市

定第36号（釣鐘）	定第37号（恵比須岸網）
ぶり定置漁業	ほたるいか定置漁業
9月1日から翌年2月末日まで	3月1日から8月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 168-2号から第 3-2号の見透線を基準として 283度42分 1,460メートルの点</p> <p>イ 同 304度46分 639メートルの点</p> <p>ウ 同 288度00分 507メートルの点</p> <p>エ 同 258度46分 1,329メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 169-2号から第 168-2号の見透線を基準として 288度13分 965メートルの点</p> <p>イ 同 303度10分 603メートルの点</p> <p>ウ 同 288度25分 539メートルの点</p> <p>エ 同 275度39分 931メートルの点</p>
なし	なし
富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬	富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬

定第38号（恵比須沖網）	定第39号（天念坊）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から9月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 169-2号から第 168-2号の見透線を基準として 277度29分 1,440メートルの点</p> <p>イ 同 274度19分 796メートルの点</p> <p>ウ 同 269度10分 803メートルの点</p> <p>エ 同 267度45分 1,471メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 182号から第 183号の見透線を基準として 82度08分 1,825メートルの点</p> <p>イ 同68度06分 1,073メートルの点</p> <p>ウ 同63度15分 1,118メートルの点</p> <p>エ 同67度00分 1,968メートルの点</p>
なし	なし
富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬	富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬

定第40号（深曳）	定第41号（天神前網）																																
ぶり定置漁業	いわし定置漁業																																
9月1日から翌年3月20日まで	3月21日から8月20日まで																																
富山県富山市地先	富山県富山市地先																																
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として</td> <td>100度51分</td> <td>2,848メートルの点</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>同</td> <td>53度36分</td> <td>793メートルの点</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>同</td> <td>40度09分</td> <td>1,017メートルの点</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>同</td> <td>55度53分</td> <td>2,762メートルの点</td> </tr> </table>	ア	測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として	100度51分	2,848メートルの点	イ	同	53度36分	793メートルの点	ウ	同	40度09分	1,017メートルの点	エ	同	55度53分	2,762メートルの点	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として</td> <td>82度19分</td> <td>2,701メートルの点</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>同</td> <td>66度43分</td> <td>1,869メートルの点</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>同</td> <td>63度46分</td> <td>1,963メートルの点</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>同</td> <td>75度59分</td> <td>2,881メートルの点</td> </tr> </table>	ア	測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として	82度19分	2,701メートルの点	イ	同	66度43分	1,869メートルの点	ウ	同	63度46分	1,963メートルの点	エ	同	75度59分	2,881メートルの点
ア	測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として	100度51分	2,848メートルの点																														
イ	同	53度36分	793メートルの点																														
ウ	同	40度09分	1,017メートルの点																														
エ	同	55度53分	2,762メートルの点																														
ア	測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として	82度19分	2,701メートルの点																														
イ	同	66度43分	1,869メートルの点																														
ウ	同	63度46分	1,963メートルの点																														
エ	同	75度59分	2,881メートルの点																														
なし	なし																																
富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通	富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通																																

定第42号（深曳小網）	定第43号（和倉）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	10月1日から翌年7月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として 54度25分 2,371メートルの点</p> <p>イ 同53度57分 2,266メートルの点</p> <p>ウ 同35度20分 1,799メートルの点</p> <p>エ 同32度51分 1,951メートルの点</p> <p>オ 同50度00分 2,535メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第200号から第203号の見透線を基準として 115度33分 2,278メートルの点</p> <p>イ 同117度38分 1,532メートルの点</p> <p>ウ 同113度03分 1,515メートルの点</p> <p>エ 同110度24分 2,244メートルの点</p>
なし	なし
富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通	富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇

定第44号（大垣）	定第45号（足洗岸）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県富山市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 200号から第 203号の見透線を基準として 86度26分 1,582メートルの点 イ 同61度10分 924メートルの点 ウ 同56度31分 1,021メートルの点 エ 同75度45分 1,725メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 203号から第60-2号の見透線を基準として 68度39分 1,810メートルの点 イ 同46度56分 1,072メートルの点 ウ 同40度59分 1,199メートルの点 エ 同57度40分 1,993メートルの点
なし	なし
富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇	富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇

定第46号（大門「春」）	定第47号（大門「秋」）
いわし定置漁業	ぶり定置漁業
2月21日から8月19日まで	9月1日から翌年2月20日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として 91度17分 3,375メートルの点</p> <p>イ 同90度32分 2,392メートルの点</p> <p>ウ 同87度08分 2,400メートルの点</p> <p>エ 同86度50分 3,382メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として 94度13分 3,491メートルの点</p> <p>イ 同94度00分 2,135メートルの点</p> <p>ウ 同77度56分 2,221メートルの点</p> <p>エ 同69度52分 3,313メートルの点</p> <p>オ 同81度09分 3,475メートルの点</p>
なし	漁業調整のため1月20日以降沖垣網を敷設してはならない。
<p>富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町</p> <p>富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇</p>	<p>富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町</p> <p>富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇</p>

定第48号（甲部台沖）	定第49号（仲小路）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として 69度32分 3,616メートルの点 イ 同60度06分 2,753メートルの点 ウ 同56度10分 2,849メートルの点 エ 同62度49分 3,736メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として 54度10分 3,355メートルの点 イ 同42度19分 2,852メートルの点 ウ 同40度45分 2,964メートルの点 エ 同50度25分 3,582メートルの点
なし	なし
富山県射水市海老江練合、海老江七軒、海老江、海老江浜開、越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市海老江練合、海老江七軒、海老江、海老江浜開、越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第50号（伊喜礼三番）	定第51号（伊喜礼二番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 214号から第60-2号の見透線を基準として 287度30分 2,085メートルの点</p> <p>イ 同 303度41分 1,560メートルの点</p> <p>ウ 同 296度57分 1,410メートルの点</p> <p>エ 同 279度31分 1,945メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 214号から第60-2号の見透線を基準として 293度10分 1,478メートルの点</p> <p>イ 同 312度41分 1,049メートルの点</p> <p>ウ 同 307度29分 911メートルの点</p> <p>エ 同 297度45分 1,108メートルの点</p> <p>オ 同 294度48分 1,062メートルの点</p> <p>カ 同 281度21分 1,319メートルの点</p>
なし	なし
<p>富山県射水市越の瀉町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺</p> <p>富山県高岡市姫野</p>	<p>富山県射水市堀岡、堀岡古明神、堀岡新明神、堀岡明神新、射水町一丁目及び射水町二丁目</p>

定第52号（酒樽）	定第53号（東三番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	12月30日から翌年8月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 214号から第60-2号の見透線を基準として 297度45分 1,108メートルの点 イ 同 344度11分 662メートルの点 ウ 同 343度59分 542メートルの点 エ 同 281度46分 917メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 214号から第 219-2号の見透線を基準として 114度56分 2,503メートルの点 イ 同 107度28分 1,294メートルの点 ウ 同 97度06分 1,369メートルの点 エ 同 105度50分 2,572メートルの点
なし	なし
富山県射水市堀岡、堀岡古明神、堀岡新明神及び堀岡明神新	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第54号（大神楽）	定第55号（黒山）
ぶり定置漁業	いわし定置漁業
9月1日から翌年2月20日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結ぶ9直線によって囲まれた区域 ア 測量標第214号から第219-2号の見透線を基準として 113度17分 2,943メートルの点 イ 同 112度23分 2,516メートルの点 ウ 同 105度50分 2,572メートルの点 エ 同 97度06分 1,369メートルの点 オ 同 106度11分 1,301メートルの点 カ 同 102度32分 1,016メートルの点 キ 同 73度20分 1,707メートルの点 ク 同 87度40分 3,053メートルの点 ケ 同 99度40分 3,018メートルの点	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第223号から第219-2号の見透線を基準として 276度50分 2,590メートルの点 イ 同 281度36分 1,703メートルの点 ウ 同 273度42分 1,620メートルの点 エ 同 269度23分 2,639メートルの点 オ 同 274度20分 2,698メートルの点
(1) 漁業調整のため2月8日以降第1沖垣網並びに第2沖垣網を敷設してはならない。 (2) 第2沖垣網は、235メートルを超えてはならない。	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第56号（三俵目）	定第57号（大中瀬）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 223号から第 219-2号の見透線を基準として 270度00分 1,919メートルの点</p> <p>イ 同 278度04分 1,099メートルの点</p> <p>ウ 同 266度13分 1,037メートルの点</p> <p>エ 同 261度24分 1,862メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 287度40分 2,012メートルの点</p> <p>イ 同 292度33分19秒 1,456.767メートルの点</p> <p>ウ 同 288度45分38秒 1,420.899メートルの点</p> <p>エ 同 281度25分 1,839メートルの点</p> <p>オ 同 281度36分 1,953メートルの点</p>
なし	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第58号（中瀬四番）	定第59号（中瀬五番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 282度05分 2,515 メートルの点</p> <p>イ 同 281度31分54秒 1,854.986メートルの点</p> <p>ウ 同 276度30分59秒 1,862.331メートルの点</p> <p>エ 同 273度57分 2,475 メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 282度10分 3,067 メートルの点</p> <p>イ 同 281度35分 2,512 メートルの点</p> <p>ウ 同 276度16分 2,483 メートルの点</p> <p>エ 同 274度44分50秒 2,994.315メートルの点</p>
なし	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第60号（瀬中）	定第61号（刈又）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 261度40分 3,008 メートルの点</p> <p>イ 同 259度42分36秒 2,206.145メートルの点</p> <p>ウ 同 256度21分20秒 2,270.226メートルの点</p> <p>エ 同 254度24分 3,019 メートルの点</p> <p>オ 同 255度01分 3,078 メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として 293度30分 2,556 メートルの点</p> <p>イ 同 297度07分08秒 1,745.117メートルの点</p> <p>ウ 同 287度05分42秒 1,735.983メートルの点</p> <p>エ 同 286度20分 2,545 メートルの点</p>
なし	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野及び伏木国分

定第62号（鈴島）	定第63号（鎌岩）
ぶり定置漁業	いわし定置漁業
8月25日から翌年3月10日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第200号から第229号の見透線を基準として 279度40分 3,763メートルの点</p> <p>イ 同 286度36分 2,202メートルの点</p> <p>ウ 同 286度45分20秒 2,022.356メートルの点</p> <p>エ 同 261度22分13秒 2,546.645メートルの点</p> <p>オ 同 263度06分 3,323メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第291号から第236号の見透線を基準として 72度08分48秒 1,745.453メートルの点</p> <p>イ 同81度56分09秒 1,516.117メートルの点</p> <p>ウ 同59度52分50秒 1,057.839メートルの点</p> <p>エ 同55度14分52秒 1,235.406メートルの点</p>
漁業調整のため1月16日以降沖垣網を敷設してはならない。	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野及び伏木国分	富山県高岡市太田

定第64号（前網二番）	定第65号（前網本岸二番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
12月15日から翌年7月31日まで	12月15日から翌年7月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 93度55分 2,857メートルの点</p> <p>イ 同74度20分 2,218メートルの点</p> <p>ウ 同71度44分 2,467メートルの点</p> <p>エ 同87度36分 3,103メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 99度50分 3,923メートルの点</p> <p>イ 同89度26分 3,025メートルの点</p> <p>ウ 同87度36分 3,103メートルの点</p> <p>エ 同85度35分 2,990メートルの点</p> <p>オ 同82度47分 3,170メートルの点</p> <p>カ 同93度28分 4,173メートルの点</p>
なし	なし
富山県高岡市太田	富山県高岡市太田

定第66号（青塚二番）	定第67号（青塚三番）																
かつお定置漁業	ぶり定置漁業																
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで																
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先																
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 184-3号から第 187号の見透線を基準として</p> <table border="0"> <tr> <td>305度09分</td> <td>1,911メートルの点</td> </tr> <tr> <td>イ 同 315度54分</td> <td>1,269メートルの点</td> </tr> <tr> <td>ウ 同 296度25分</td> <td>1,176メートルの点</td> </tr> <tr> <td>エ 同 292度08分</td> <td>1,806メートルの点</td> </tr> </table>	305度09分	1,911メートルの点	イ 同 315度54分	1,269メートルの点	ウ 同 296度25分	1,176メートルの点	エ 同 292度08分	1,806メートルの点	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 184-3号から第 187号の見透線を基準として</p> <table border="0"> <tr> <td>293度26分</td> <td>2,931メートルの点</td> </tr> <tr> <td>イ 同 301度29分</td> <td>1,871メートルの点</td> </tr> <tr> <td>ウ 同 284度23分</td> <td>1,788メートルの点</td> </tr> <tr> <td>エ 同 283度39分</td> <td>2,779メートルの点</td> </tr> </table>	293度26分	2,931メートルの点	イ 同 301度29分	1,871メートルの点	ウ 同 284度23分	1,788メートルの点	エ 同 283度39分	2,779メートルの点
305度09分	1,911メートルの点																
イ 同 315度54分	1,269メートルの点																
ウ 同 296度25分	1,176メートルの点																
エ 同 292度08分	1,806メートルの点																
293度26分	2,931メートルの点																
イ 同 301度29分	1,871メートルの点																
ウ 同 284度23分	1,788メートルの点																
エ 同 283度39分	2,779メートルの点																
なし	なし																
富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島	富山県高岡市太田																

定第68号（中浜六番）	定第69号（中浜七番）
いわし定置漁業	いわし定置漁業
12月20日から翌年6月15日まで	12月20日から翌年6月15日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として 292度38分 4,313メートルの点</p> <p>イ 同 294度23分 2,519メートルの点</p> <p>ウ 同 284度27分 2,608メートルの点</p> <p>エ 同 286度50分 4,274メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として 286度49分 4,999メートルの点</p> <p>イ 同 284度50分 3,843メートルの点</p> <p>ウ 同 273度59分 3,958メートルの点</p> <p>エ 同 280度50分 5,195メートルの点</p>
なし	なし
富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島	富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島

定第70号（茂淵一番）	定第71号（茂淵二番）
かつお定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準として 277度41分 1,792メートルの点</p> <p>イ 同 275度41分 652メートルの点</p> <p>ウ 同 245度27分 795メートルの点</p> <p>エ 同 262度30分 1,855メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準として 276度34分 2,768メートルの点</p> <p>イ 同 274度19分 1,795メートルの点</p> <p>ウ 同 262度30分 1,855メートルの点</p> <p>エ 同 261度01分 1,644メートルの点</p> <p>オ 同 257度15分 1,679メートルの点</p> <p>カ 同 264度01分 3,026メートルの点</p>
なし	なし
富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島	富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島

定第72号（茂淵三番）	定第73号（樽水）
ぶり、まぐろ定置漁業	ぶり、さば定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準として 278度57分 4,334メートルの点</p> <p>イ 同 275度11分 2,788メートルの点</p> <p>ウ 同 264度01分 3,026メートルの点</p> <p>エ 同 268度03分 4,085メートルの点</p> <p>オ 同 274度03分 4,045メートルの点</p> <p>カ 同 276度10分 4,354メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準として 263度09分 2,450メートルの点</p> <p>イ 同 267度37分 633メートルの点</p> <p>ウ 同 227度56分 743メートルの点</p> <p>エ 同 240度12分 1,602メートルの点</p> <p>オ 同 259度53分 2,492メートルの点</p>
<p>漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のオ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。</p> <p>オ 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準として 274度03分 4,045メートルの点</p> <p>キ 同 278度26分 4,010メートルの点</p>	<p>漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。</p> <p>カ 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準として 263度53分 1,718メートルの点</p> <p>キ 同 246度30分 1,785メートルの点</p>
富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地藏町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島	富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿

定第74号（前網岸）	定第75号（前網）
ぶり、まぐろ定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として 285度49分 1,867メートルの点 イ 同 299度56分 1,050メートルの点 ウ 同 267度01分 872メートルの点 エ 同 254度34分 1,793メートルの点	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として 275度38分 3,449メートルの点 イ 同 279度01分 1,805メートルの点 ウ 同 254度34分 1,793メートルの点 エ 同 251度26分 2,448メートルの点 オ 同 269度35分 3,411メートルの点
なし	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として 276度52分 2,606メートルの点 キ 同 256度11分 2,616メートルの点
富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿	富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿

定第76号（馬場）	定第77号（島岸）
あじ、さば定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 315度56分20秒 1,123.626メートルの点 イ 同 337度52分20秒 924.815メートルの点 ウ 同 329度10分46秒 646.275メートルの点 エ 同 296度06分56秒 753.369メートルの点 オ 同 314度00分54秒 1,066.327メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 240度32分43秒 1,088.000メートルの点 イ 同 214度15分55秒 781.913メートルの点 ウ 同 201度17分25秒 1,265.176メートルの点 エ 同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点
なし	なし
富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境	富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿

定第78号（島）	定第79号（脇沖）
ぶり、まぐろ定置漁業	ぶり、さば定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 265度15分27秒 2,573.056メートルの点</p> <p>イ 同 240度32分43秒 1,088.000メートルの点</p> <p>ウ 同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点</p> <p>エ 同 231度19分16秒 2,181.244メートルの点</p> <p>オ 同 260度49分03秒 2,607.672メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 260-2号から第 258号の見透線を基準として 284度38分 1,585メートルの点</p> <p>イ 同 321度12分 662メートルの点</p> <p>ウ 同 278度30分 390メートルの点</p> <p>エ 同 261度56分 904メートルの点</p> <p>オ 同 262度05分 1,264メートルの点</p> <p>カ 同 274度43分 1,493メートルの点</p>
<p>漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。</p> <p>カ 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 257度55分42秒 1,803.534メートルの点</p> <p>キ 同 239度16分11秒 2,224.981メートルの点</p>	なし
富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿	富山県氷見市中田、中波、脇及び姿